

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和5年7月21日)

[件 名]

- トスク店舗承継に係る状況等について
【買物環境確保推進課・農林水産政策課】・・・ 2ページ
- 米子新体育館（米子アリーナ）整備に係る募集要項等の公表について
【スポーツ課】・・・ 3ページ
- 鳥取県立米子産業体育館の指定管理者募集要項（案）の概要について
【スポーツ課】・・・ 4ページ
- 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭に係る個人情報の流出について
【スポーツ課】・・・ 6ページ
- 第4回米子駅周辺活性化連携会議の開催について
【中山間地域政策課】・・・ 7ページ
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【文化政策課】・・・ 8ページ

地域づくり推進部

トスク店舗承継に係る状況等について

令和5年7月21日
買物環境確保推進課・農林水産政策課

トスク店舗承継に係る経緯等について次のとおり報告します。県では引き続き、市町、JA 鳥取いなばと連携をとりながら、買物環境の維持・確保に取り組んでいきます。

1 トスク店舗承継に係る経緯及び JA 鳥取いなばの対応

7月6日：JA 鳥取いなばにおいて理事会を開催し、トスク本店の東宝企業への承継交渉断念を決定。

7月11日：東宝企業が JA 鳥取いなば、報道機関、県・関係市町宛に郡部店舗の承継交渉断念を通知。

7月14日：JA 鳥取いなばは、8月末閉店予定店舗（丹比店、ちづ店、用瀬店、若桜店、フレッシュライフ いわみ）について9月末まで延長すること、店舗承継に向けた新たな交渉を開始することを発表。

※県では、この JA の動きに対し、庁内での情報共有と今後の対応を確認するため、7月7日及び11日に「トスク関連情報連絡会議」を開催。

2 今後に向けた県・市町の対応

(1) 県の対応

県では6月補正予算にて「買物環境確保推進交付金」制度を創設。市町村が地域の実情を踏まえた店舗ごとの「買物環境確保計画」を策定し、計画に基づいて実施する事業を県が包括的に支援を行う。

＜買物環境確保推進交付金の概要＞

対象経費	交付率	交付上限額
店舗閉店に伴うもの及び持続的な買物環境確保のために必要な事業 (支援メニュー例) ※包括的に支援を行う。 〔・店舗整備・改修、設備の整備、・移動販売等の支援、拡充、・買物に伴う移動支援、・担い手確保、支え合いへの支援、・買物代行等支援・買物をする機運の醸成支援〕 ※ただし、商品券や地域振興券など、単純に買物費用を負担するものは除く。	市町村負担額の1/2	1市町村につき20,000千円 また、店舗に係る次の①及び②の支援を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算したうえ、①及び②の支援は下記金額を上限とする。 1店舗につき ①土地・建物の取得 10,000千円
今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討支援		②店舗整備・改修、設備の整備等 15,000千円

(2) 市町の対応

- ・報道が先行しており詳細が分からないため、JA の対応を注視するとともに、県と連携を行い店舗承継に向けた動きに迅速・弾力的に対応を行う。
- ・店舗が承継をされない場合を想定し、スーパー店舗以外の買物環境の確保に向けた代替手段を検討。
- ・買物環境確保計画の見直しを進めていく。

米子新体育館（米子アリーナ）整備に係る募集要項等の公表について

令和5年7月21日
スポーツ課

鳥取県及び米子市が共同で設置する米子新体育館（名称：米子アリーナ）の建設・運営等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第7条に基づく特定事業として選定し、募集要項等を公表しましたので、概要を報告します。

1 募集要項等の概要

(1) 募集期間

令和5年7月10日から同年12月18日まで

※ただし、参加資格表明書、参加資格確認書類を9月15日までに提出し、参加資格を有する者のみが提案書類を提出できる。

(2) 主な応募条件

地元事業者の積極的な参画を促すため、条件として、「設計」「建築」「電気」「管」「工事管理」「維持管理」の各分野において、県内事業者が1者以上含まれることを必須とする。

(3) 審査項目及び配点

有識者による「米子新体育館整備等事業者選考委員会」（R5.6.29開催、非公開）での審議のもと配点・審査項目を以下表のとおり設定。

《主な内容》

- ・予算の範囲内で可能な限り高性能な提案が高評価されるよう性能審査の配点の比重を高く設定
- ・性能審査のうち、地域に対する貢献度を図る指標である地域貢献策の配点を最大に設定(60点)
- ・昨今の物価高騰に対するリスク管理を図るため、「物価上昇への対応」を項目として設定

《審査項目及び配点》

審査項目	
性能審査（750点）	
事業全体に関する項目 （190点）	事業全体方針、実施体制、資金計画・収支計画、事業の安定性の確保、物価上昇への対応、事業工程、地域貢献策
施設整備に関する項目 （350点）	敷地内配置計画及び動線計画、施設デザイン、品質確保及び工程管理、快適な利用の確保、アリーナ機能、武道場機能、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、什器備品の設置計画、環境への配慮、ライフサイクルコストの削減、構造計画及び災害時の活用計画、建設期間中の周辺環境への配慮
開業準備・維持管理・運営業務に関する項目 （180点）	運営準備計画、維持管理計画及び長期修繕計画、安全管理及び災害時の初動対応、交流人口の拡大及び地域活性化、需要の設定及び収支計画、利用者サービスの向上及び改善方法
民間自主事業に関する項目 （30点）	事業内容・事業計画
価格審査（250点）	

(4) 要求水準書の見直しについて

事業者との個別対話等を踏まえ、案（R5.3.31時点）として公表していた内容を一部見直し。

《主な見直し内容》

- ・市民体育館の解体時期をR6.11月からR6.6月に5ヵ月前倒し
- ・メインアリーナ等の床材について、フローリング床と同等の機能を有する他の床材も提案可能とする。

2 今後のスケジュール（想定）

令和5年	7月10日	募集要項の公表
	12月18日	提案書類の応募締め切り
令和6年	1月中下旬	提案審査、優先交渉権者の決定
	3月	議会議決（本契約締結）
	4月～	設計及び建設工事
令和9年	3月	米子アリーナ供用開始

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年7月21日

スポーツ課

令和6年度からスポーツ課が所管する鳥取県立米子産業体育館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は鳥取県地域づくり推進部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 スポーツ課所管の社会体育施設及び現指定管理者

施設名	住所	現指定管理者 (指定管理期間：H31.4.1～R6.3.31)
鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原八丁目27番1	(公財)鳥取県スポーツ協会（公募）

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行う。

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
(※なお、利用料金は現行の金額を標準とする。)
- イ 施設の利用の許可・制限は、以下の条例に基づいて行う。
 - ・鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

(3) その他、管理上の条件等

- ア スポーツの普及振興
スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の実施に関する事。
- イ 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進
障がい者が利用しやすい施設運営及び障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施に関する事。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、83,169,000円（うち消費税額及び地方消費税の額7,560,818円）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日〔3年間〕

※令和9年4月1日より米子産業体育館、米子市民体育館、米子市営武道場を統合し、米子新体育館（米子アリーナ）として供用開始予定としていることから、指定期間は3年間とする。

6 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年7月31日(月) |
| (2) 募集の締切 | 令和5年9月13日(水) |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 令和5年10月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年10月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年12月下旬(議会の議決を経て行う。) |

8 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、県職員 [計12名]
- (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○スポーツの普及振興への理解 ○スポーツの普及振興事業の企画力 ○障がい者に優しい施設利用への理解力 ○障がい者スポーツの普及振興事業の企画力	65点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額(又は県への納入額)の多寡	20点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等、家庭教育 推進協力企業〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	36点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭に係る個人情報の流出について

令和5年7月21日
ス ポ ー ツ 課

県が（公財）鳥取県スポーツ協会に委託実施している「鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭」について、同協会のホームページで競技ごとに申込書ファイルを掲載し参加者を募集していたところ、ソフトテニス競技において過去の参加者の個人情報が掲載されたファイルが掲示されていたことが判明しました。

該当者に対しては同協会より状況を説明し謝罪を行いました。今後、このようなことが起きないよう再発防止対策を講じます。

1 判明した日時

令和5年7月18日（火）9時42分

2 経緯

- ・令和5年度「県民スポレク祭」について、県スポーツ協会ではホームページで要項や参加申込書をダウンロードできる形で掲載（様式等は各競技団体等が作成し県スポーツ協会に提供）していたところ、境港市スポーツ協会の担当者から「ソフトテニスの参加申込書ファイルに個人名等が出ている」旨、県スポーツ協会に連絡があった。
- ・内容を確認したところ、参加申込エクセルファイル中、過去（平成22年度）の東伯郡男子チーム13名の個人情報が掲載された部分が確認され、同ファイルを直ちにホームページから削除した。

3 発生原因

東伯郡ソフトテニス協会が提供したファイルを県スポーツ協会が内容を十分確認せず、7月12日から判明時点までホームページに掲載していたもの。

4 流出した個人情報

平成22年度当時のソフトテニス東伯郡男子チーム13名の氏名、生年月日又は学年、年齢、住所

5 対応状況

県スポーツ協会において7月20日までに全ての該当者の方に経緯の説明及び謝罪を行い、いずれも了承を得た。また、これまでに実害は確認されていない。

6 再発防止策

- (1) 県は県スポーツ協会に対し、改めて個人情報の取扱いについて厳重に注意するとともに、個人情報の適正な管理の徹底及び以下の再発防止策を徹底するよう指示した。
 - ・協会における作業手順を再点検するとともに、職員への周知徹底を図ること。
 - ・ホームページのアップは個人情報の有無について2名以上でダブルチェックを行った上で行うこと。
- (2) 県スポーツ協会は、毎年度職員研修を実施し、個人情報の取扱いについて厳重に注意し、県が指導した上記の再発防止策を徹底すること。

7 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭

(1) 趣旨

広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を全県的な規模で実践する場を提供することで県民一人ひとりにスポレク活動への参加意欲を喚起し、県内各地での生涯を通じたスポレク活動の振興に資する。

(2) 期日等

実施種目／水泳、陸上、スキー他45競技
夏季大会／8月26・27日、秋季大会（ソフトテニスも）／10月28・29日、
冬季大会／2月11日ほか

(3) 令和5年度予算額

7,879千円（県スポーツ協会へ委託）

第4回米子駅周辺活性化連携会議の開催について

令和5年7月21日
中山間地域政策課

米子駅南北自由通路等整備事業を契機とした米子駅周辺のにぎわい創出に向けて「駅周辺のまちづくり」について重点的に協議を行うため、米子市、JR西日本山陰支社、米子商工会議所及び鳥取県での四者により設置された「米子駅周辺活性化連携会議」の第4回会議が開催されました。

1 開催日時 令和5年7月10日（月）午後2時30分から午後3時45分まで

2 開催場所 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里4階中会議室1・2

3 出席者 米子市：伊澤副市長
JR西日本山陰支社：和田副支社長
米子商工会議所：森田専務理事
鳥取県：中原西部総合事務所長 ほか



4 内容 ① 報告事項：現在の状況について
ア 駅周辺整備検討部会の検討状況
イ 駅周辺活性化検討部会の検討状況
② 議事：今後の予定等について
ア がいなロード、米子駅新駅舎完成記念イベントについて
イ 米子駅北広場整備について
ウ 米子駅周辺の活性化について

5 主な協議結果

- ・米子駅南北自由通路（がいなロード）の供用開始前の7月22日に「歩いて楽しいまちづくりシンポジウム」を、秋にはワークショップを開催することで、市民のまちづくりの気運を醸成する。
- ・米子市が県から管理移管を受けただんだん広場は、記念イベントの集中開催期間（7/22～10/31）、許可基準を緩和することで利用しやすくし、イベントと合わせて、多くの市民に活用される広場にしていこう。
- ・米子市がウォークブルエリアにおけるイベントを主催する者を対象とした、イベント開催経費を支援する「ウォークブルエリアイベント開催応援補助金」を創設した。
- ・米子駅北広場について、待合所やシェルター（風雨を防ぐ屋根等）の位置など、JR、バス事業者と整備案の詳細を詰めるとともに、駅前のコンビニエンスストア跡地の活用を検討する。
- ・駅南の活性化について、今年度から米子駅目久美町線の道路、街路樹などの基盤を整備しつつ、新体育館への歩行者の動線を検討する。

【参考】米子駅周辺活性化連携会議の経過

- ・令和4年度から米子駅周辺のまちづくりに重点的に取り組む体制として、令和元年度まで開催されていた「米子駅南北自由通路等整備事業協議会（3者協議会）」（JR西日本米子支社※当時、米子市、鳥取県）の枠組みに米子商工会議所を加えた4者により「米子駅周辺活性化連携会議」を設置。
- ・整備中心の議論から駅周辺の活性化や賑わいづくりを中心とした協議の場に改組。
（構成員）米子市副市長、県西部総合事務所長、JR山陰支社副支社長、米子商工会議所専務理事（協議結果）
 - R4. 6.24 第1回会議（駅周辺の賑わい創出のため、「活性化」「整備」の2つの検討部会を設置）
 - R4. 11.18 第2回会議（がいなロード開通の機運醸成に向け関連イベントの開催、駅周辺の賑わいを創出しだんだん広場の利活用を図るため、米子市から申し出のあった管理移管について県は前向きに検討する 等）
 - R5. 3.24 第3回会議（米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりに関する協定の締結を踏まえ、4者（県、米子市、JR、米子商工会議所）は相互の連携と協力により、米子の賑わいづくり、まちづくりに取り組んでいく 等）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

地域づくり推進部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契約年月日	摘 要
文化政策課 〔 営繕課 〕	とりぎん文化会館中央熱源機器 改修工事	鳥取市 尚徳町	とりぎん文化会館中央熱源機器改修 工事西日本環境・サンユー技研特定 建設工事共同企業体	221,650,000円 (予定価格) 239,910,000円	令和5年7月13日 ～ 令和6年7月31日	令和5年7月12日	制限付 一般競争入札